



一般廃棄物収集運搬業許可証

ご減指令第 186 号
令和 6 年 3 月 29 日

住所 ひたちなか市大字津田2554番地の 2

氏名 勝田環境株式会社
代表取締役 望月 福男 様

水戸市長 高 橋

靖



令和 6 年 1 月 12 日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業の許可については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可し
ます。

営業所の所在地及び名称	水戸市曙町 3 番地 3 勝田環境株式会社 水戸事務所
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）
収集又は運搬の別	収集及び運搬
営業の区域	収集 水戸市内（常澄地区及び内原地区を除く） 運搬 水戸市内全域
搬入の場所	水戸市清掃工場（水戸市下入野町2100）
許可期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
許可条件	なし